

# 南風原町認可保育所新設・運営事業者 募集要項

平成30年6月

南風原町民生部こども課

改正：平成30年6月14日

※加除部分は赤字で表記

バージョン2

## 1 募集の趣旨

南風原町は、平成32年度までに保育所入所待機児童の解消を目指し、地域の保育需要に応じた対策を効率かつ計画的に実施するため、平成30年2月に『南風原町こども子育て支援事業計画』を一部改訂しました

今回、この計画に基づき、待機児童解消の推進や保育サービスの充実を図るため、平成32年4月1日までに、認可保育所を開設できる事業者を募集します。

## 2 募集の概要

- (1) 種別 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき設置される認可保育所
- (2) 規模 定員数90人 2施設
- (3) 受入児童 0歳児から5歳児まで受入れること。また、0歳児は出生後満3カ月から入所対象となります。  
※低年齢児の定員を多く設定すること。
- (4) 募集地域 南風原中学校校区（1箇所）、南星中学校校区（1箇所）  
※ただし、都市計画法および建築基準法に適合する場所
- (5) 用地 法人が確保（借地可）
- (6) 施設 法人が建設  
※平成30年度または平成31年度における国県施設整備補助制度に採択されることを条件として、町が施設整備補助金を交付します。ただし、施設整備補助金の交付については、社会福祉法人、学校法人に限ります。
- (7) 連携施設 小規模保育施設から連携施設の求めがあった場合には、これに応じること。
- (8) 開設時期 平成32年4月1日厳守  
※ただし、可能であれば、それより以前に開設すること。

## 3 応募資格等

### 1. 応募資格

(1) 社会福祉法人またはその他の法人（学校法人、NPO法人、日本赤十字社、公益社団（財団）一般社団（財団）法人、株式会社、有限会社等）~~（設立予定者含む）~~

ただし、下記①又は②のいずれかに該当する者とします。

- ①平成30年4月1日現在、3年以上の運営実績のある認可保育所等（認定こども園、地域型保育事業 但し、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業除く）を運営するもの。
- ②平成30年4月1日現在、5年以上の運営実績があり、「認可外保育施設指導監査基準を満たす旨の証明書」の交付日から1年以上経過しており、かつ申し込み時点において運営を継続している認可外保育施設。

(2)開設日までに新たに認可保育所を運営する社会福祉法人を設立する者

社会福祉法人設立予定者は、設立認可要件を満たすことが確実な状態で応募すること。

また、法人設立予定者が選定された場合は、速やかに法人設立認可を受けること。

※設立予定者の場合は、仮の団体名は、「(仮称)社会福祉法人〇〇福祉会〇〇保育園として応募すること。

(3)社会福祉法、児童福祉法等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、保育の質の向上を常に視野に入れながら、保育所の運営を適切に行う能力を有すること。

(4)本町の保育行政をよく理解し、積極的に協力すること。

(5)資金計画および事業計画が確実であること。

(6)法人および法人が現に運営している施設(系列法人も含む)について、所管庁等による直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。

(7)法人もしくは法人の代表者および役員(それぞれ就任予定者を含む)が次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。

以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ 上記アからオに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

(8)保育所用地の確保が確実に見込まれること。用地が借地である場合は、抵当権等の権利が設定されていないこと。また、原則として地上権または賃借権を設定・登記することが確約されており、少なくとも10年以上の借地が可能で、安定的な保育所運営が確実に見込まれること。

(9)保育所の年間事業費12分の1以上に相当する資金(参考:定員90人の年間事業費の12分の1相当額はおよそ920万程度)を普通預金等により保有していること。

(10)借地に保育所を設置する場合は、安定的な賃借料を支払い得る財源として、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額を普通預金等により保有していること。

ただし、賃借料は地域の水準以下であること。（※当該法人（設立予定含む）から報酬を受ける予定の役員等からの貸与の場合は無償となります。）

(11)事業者が国税、地方税を滞納していないこと。

(12)事業者が民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。

(13)建物及び備品等は、当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。

(14) 社会福祉法人および学校法人以外の場合、「保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局通知）（最終改正平成26年12月12日）第1-3-(3)-①社会福祉法人及び学校法人以外の者による設置認可申請における審査の基準（下記のとおり）を満たす法人格を有するものであること。

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

イ 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは(a)及び(b)のいずれにも該当するか、又は(c)に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいうこと。

(a) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において二年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(b) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(c) 経営担当役員者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 児童福祉法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

## 2. 欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外します。

①当募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合

②申請者および申請者の代理人ならびにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、もしくは南風原町待機児童解消検討委員会(以下「検討委員会」という。)に個別に接触した場合

③申請書類に虚偽の記載があった場合

④その他不正な行為があった場合

#### 4 保育所設置等に関する条件

- (1) 法人自らが児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設としての保育所を設置し、運営を行うこと。
- (2) 用地は法人が確保するものとし、建物は法人が整備し、平成32年4月1日に確実に開設するよう進めること。
- (3) 建設計画が周辺住民に理解されるよう、建設計画や運営等（保護者の送迎時の安全対策や渋滞対策も含む）について十分に検討し、自治会長に事前に説明を行い、意見を収集し、又、自治会長、近隣住民からの同意書を得ることとし、さらに可能であれば申込みまでに事前に地元住民へ十分な説明を実施すること。
- (4) 建設予定地の開発、造成および施設建築にあたっては、都市計画法、建築基準法等の公的規制について、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、本町または関係機関の所管課などに確認のうえ、実現可能な設置予定保育施設の概要として提出すること。
- (5) 児童福祉法に基づく沖縄県児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第85号。最終改正 平成28年10月25日条例第50号以下「基準条例」という。）及び沖縄県児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例施行規則以下「基準条例施行規則」という。）、建築基準法、消防法その他関係法令に定められた基準を満たすこと。なお、「南風原町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」についても定められた基準を満たすこと。
- (6) 障害児等の受け入れが行えるよう十分配慮した施設に努めること。
- (7) 入所児童の保護者による児童送迎用のための十分な駐車場を確保すること。

#### 5 保育所の運営に関する条件

- (1) 施設長は、保育士又は幼稚園教諭の資格を有する者で認可保育所等（認可外保育所、認定こども園、地域型保育事業 但し、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業除く。）において通算5年以上の勤務経験を有するものとします。
- (2) 保育士の配置は、基準条例及び基準条例施行規則に基づき下記に示す配置基準を満たすこと。

0歳児	3人につき保育士1人以上
1歳児	6人につき保育士1人以上

2歳児	6人につき保育士1人以上
3歳児	20人につき保育士1人以上
4・5歳児	30人につき保育士1人以上

※3歳児配置改善加算の適用については、15人につき保育士1人以上となります。

保育士の数の算定に当たっては、当該施設に勤務する保健師、看護師または准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(3) 障害児保育を実施すると共に、積極的に受入れを行うこと。

(4) 子育て支援事業や地域活動事業に積極的に取り組むこと。

例) 育児相談、地域行事参加等

(5) 給食については、自園で調理を行うこと。また、給食におけるアレルギーへの対応は、除去食、代替食などにより、子ども1人ひとりの状況に応じたものとする。なお、調理業務は委託することができる。その場合は、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知)を遵守すること。

(6) 保護者との交流を図り、保護者の意見を保育所運営に反映させること。

(7) 保育士等の資質向上について、職員研修を含め積極的に実施すること。

(8) 日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)、慰霊の日以外は、原則開園すること。

(9) 開園時間は、延長保育事業を含め、原則7時から19時までとする。保育標準時間利用児は原則18時までとし、保育短時間利用児へも対応すること。

(10) 小規模保育施設運営事業者から連携施設の求めがあった場合には、これに応じること。なお、保育内容の支援における具体的措置や、卒園後の受け入れ数については、南風原町、事業者間双方の協議調整によるものとします。

#### <連携施設の役割>

	具体的内容
保育内容の支援	園庭開放、合同保育、代替保育、合同健康診断、給食の搬入など
卒園後の受け入れ	小規模保育施設卒園後南風原町との利用調整において、保育の継続を担う受け入れ施設

## 6 施設整備にかかる補助金

施設整備にかかる補助金については、1ページの3. 応募資格等1-(1)又は(2)の応募資格者

の内、社会福祉法人（設立予定者含む。）、学校法人のみが対象です。

南風原町は、厚生労働省または沖縄県あるいは両者に対して、保育施設整備にかかる補助金の協議を行い、当該事業が採択された場合は、町が保育所新設・運営事業者として選定した事業者、南風原町保育所等整備事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金を交付します。補助基準額に8分の7を乗じて得た額を補助金額の上限とします。

#### <補助率・負担割合>

	補助率	内 訳		事業者負担
		国	町	
		補助基準	7 / 8	

※資金計画の作成に際しては、平成30年度における南風原町保育所等整備事業補助金交付要綱に基づき、町こども課に内容確認の上、補助金額を算出してください。

※厚生労働省または沖縄県あるいは両者において調整が行われるため、採択が保証されるものではありません。なお、この補助金は平成30年度、平成31年度に交付を予定しています。ただし、厚生労働省の補助対象事業として不採択となった場合は、本事業を延期または中止する場合があります。

※交付金等の内示があるまで工事着手は認められず、実施設計についても内示前に実施設計の契約がなされた場合は補助対象とならないため、スケジュール設定や契約時期について十分に注意してください。

※補助金交付を受けて施設整備を行う場合は、町の指導に基づいて入札及び契約等を行うこと。

## 7 開設後の補助

施設の運営費として、児童の年齢区分、保育必要量等に応じた施設型給付費の支弁を行います。国が示す公定価格を基に、保育に要する費用を委託費として支払います。

また、本町では、保育士等の職員の加配、保育士の人材確保および処遇改善にかかる費用について、国の補助制度を活用するほか、本町独自の補助制度により、開設後の安定した運営を支援しています。

## 8 応募手続きについて

### (1)募集要項の配付

①配付期間:平成30年6月12日(火)～平成30年7月6日(金)まで  
(ただし、土・日・祝日を除く8時30分～17時15分まで)

②配付場所:南風原町民生部こども課(庁舎1階)

③配布物:募集要項、応募書類

(募集要項等は、町ホームページからダウンロード可能です)

(2)応募に関する質問について

次の期間中、所定の質問票にて、応募に関する質問を受け付けます。また、回答については、質問者及び町ホームページへ回答いたします。

①質問期間:平成30年6月12日(火)～平成30年6月25日(月)まで  
(ただし、土・日・祝日を除く8時30分～17時15分まで)

②相談できる内容

ア 応募書類に関すること

イ その他町長が必要と認めること

③審査内容に係る問い合わせの禁止

応募者及びコンサルタント等の関係者から、担当者等に対して、選定に当たっての有利な情報を求める等の問い合わせは、公募の公平性を期すため、審査の事前・事後ともに受け付けません。

(3)応募書類の受付

①提出期間:平成30年6月12日(火)～平成30年7月6日(金)まで  
(ただし、土・日・祝日を除く8時30分～17時15分まで)

②提出場所:南風原町民生部こども課(庁舎1階)

③提出書類:別紙「応募書類一覧(保育所)」参照

④提出部数:11部(正本1部・副本10部) ※副本はコピー可

※応募書類はA4サイズのフラットファイル等に綴り、書類番号ごとに台紙(中扉)を入れ、台紙台紙(中扉)にインデックスを張り付け、表紙の上段に「平成30年度 保育所新設・運営事業者応募書類(正)又は(副)」、下段に「〇〇〇保育所」、背表紙に「平成30年度 保育所新設・運営事業者応募書類(正)又は(副) 〇〇〇保育所」を表示してください。

⑤提出方法

応募書類の提出は、提出期限内に応募者が提出場所へ直接持参することとし、郵送等によるものは受け付けません。

⑥その他

ア 応募期間中の書類差し替えは可能としますが、応募期間終了後につきましては、原則として書類差し替え及び追加等は行えません。



イ 提出された応募書類は返却いたしません。

ウ 事業者の選定等にあって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、聞き取りを行うことがあります。

## 9 提案内容について

保育所運営に関する提案書(様式2)

### 1. 保育所運営・管理について

#### (1)保育所運営について

新設する認可保育所の運営に関して、保育理念・保育指針・保育目標に関することを中心に具体的にご記入ください。

#### (2)各年齢別の保育内容について

年齢児ごとの指導内容

#### (3)給食について

①給食の意義・食育の推進等

②食の安全について

③離乳食について

④アレルギー等や疾患を持つ児童（事故防止含む）の対応について

⑤今後の食育計画について

①～⑤について提案してください。

#### (4)家庭との連携及び個人情報保護について

①園だより・お便り帳について

②家庭調査票について

家庭及び保護者との連携において園だよりやお便り帳、家庭調査票の活用方法について説明してください。

③個人情報保護について

個人情報保護の具体的な取り組みを記載してください。

#### (5)児童の健康管理（感染症予防対策・食中毒予防対策）について

感染症予防対策・食中毒予防対策についてそれぞれ提案してください。

#### (6)安全管理(防災・防犯、事故防止、不審者、虐待等)について

防災・防犯、事故防止、不審者、虐待等についてそれぞれ提案してください。

#### (7)職員確保と職員配置(年齢層、経験者の配置等)について

職員の確保対策及び職員配置についてそれぞれ提案してください。

#### (8)職員の育成(職員研修等)及び健康管理について

職員の研修の内容・時期等、保育の質の向上に向けた取り組みについて及び健康管理について具体的にご記入ください。

## 2. 子ども・子育て支援事業等について

### (1)延長保育事業について

延長保育事業の対応に関する考え方について具体的にご記入ください。

### (2)障害児保育事業について

障害児保育事業の対応に関する考え方について具体的にご記入ください。

### (3)その他の提案事項(上記事項以外に提案したい場合等)

## 3. 施設の整備について

施設整備を実施するにあたっての課題や、対応策等を具体的にご記入ください。

## 4. 平成32年度保育所事業計画(案)について

平成32年度保育所事業計画(案)についてご記入ください。

## 5. その他

### (1)得記事項

## 10 選定の方法等

### (1)事業者の選定

検討委員会において、書類審査およびプレゼンテーションを実施し、事業者を選定します。

### (2)選定結果と公表

新設・運営事業者の選定は、平成30年7月下旬頃を予定しており、結果通知は選定された事業者にも文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。審査の結果、「該当なし」とする場合があります。選定した事業者についてはホームページ（以下「HP」という。）で公表を行います。

## 11 スケジュール

平成30年 6月12日（火） 募集要項配布開始

6月12日（火）～7月6日（金） 応募受付期間（土日祝日は除く）

6月12日（火）～6月25日（月） 質問期間（土日祝日は除く）

7月中旬 1次審査（書類審査、現場視察等）結果通知

7月下旬 2次審査（書類審査・プレゼンテーション）

7月下旬 選定結果通知

7月25日 国への事前協議書提出

平成30年度～31年度	施設建築物工事
平成32年3月まで	竣工
平成32年4月1日	開設（可能であれば、それより以前に開設すること）

## 12 その他

- (1)選定した事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備および保育所運営に当たっては関係法令を遵守することはもとより、沖縄県、南風原町の指導に応じること。
- (2)選定した事業者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。建築確認申請等の手続きを行う前に、応募者の責任において、近隣住民および関係者に説明を行い、事業の趣旨に関して理解を得るように努めてください。また、工事計画が確定次第、工事スケジュール、工事車両の通行などについても十分な説明を行ってください。
- (3)施設の整備および保育所設置認可等に係る諸手続きは、選定した事業者が行うこと。
- (4)選定した事業者が、施設整備のために補助金を申請する場合は、施設整備補助金の内示前に整備事業に着手することができないので留意すること。また、建築工事の請負業者の選定に際しては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成29年3月29日社援基発0329第1号厚生労働省通知）」に基づいて競争入札を実施する必要があります。
- (5)事業計画の変更は原則として認めません。変更する場合は必ず事前に協議すること。ただし、事業計画を変更することができるのは、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限るものとします。特に、平成32年4月1日の開設については厳守するものとし、事業者の責によらない理由を除き、原則として延期は認めません。
- (6) 町は、選定した事業者において、以下の場合、その決定を取り消すことができるものとします。この場合、法人は、すでに要した費用の弁済を求めることはできません。
  - ①本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
  - ②当初予定していた土地等の確保が困難になるなど計画内容に大幅な変更が生じたとき。
  - ③開発許可が得られない場合などで予定してスケジュールからの大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
  - ④その他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるとき。
- (7)事業者選定後、事業の実施を取りやめる場合は、必ず事前に協議の上、速やかに辞退届を提出すること。
- (8)応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本町HP（南風原町認可保育所新設・運営事業者募集）に掲載することがありますので、当

HP については定期的に確認をしてください(当 HP 記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。)。」

(9)選定した事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び保育園運営に当たっては、関係法令を遵守し、町及び県所管部署の指導に従ってください。事業者選定後であっても、書類に虚偽の記載あった場合や、事業計画の実現が見込まれないなど設置、運営が困難と町が判断した場合には事業者としての決定を取り消すことがあります。施設整備補助金を活用している場合は、施設整備補助金の返還となります。

(10) 国への事前協議書提出が7月下旬(補助対象者5ページ6施設整備にかかる補助金参照)にあり、施設整備費用の算出が必要に成りますので、準備の程よろしくお願致します。提出書類の様式につきましては、応募時に参考としてお知らせ致します。

### 13 事務局 (お問い合わせ先)

南風原町民生部こども課 (子育て支援班)

〒901-1195

沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地 南風原町役場 1階

電話 098-889-7028

FAX 098-889-7657

E-mail H8897028@town.haebaru.okinawa.jp